

維持管理規定

第一条 祥龍寺靈明殿管理規則に基き維持管理規定を設ける。

第二条 維持者は規則第七条及び第十一条を誠実に励行するものとする。

第三条 納骨者は維持管理者に対し維持管理料として年額別の定めによつて納めるものとする。

以上

○みずほ銀行 灘支店 普通預金 791183
宗シユウ教ウ法人 祥シヨウ龍リユウ寺ウジ 代ダイ表ヒヨウ 光ミツ岡オカ 和カズ彦ヒコ

○郵便振替口座

01180-5-10734 祥龍禪寺